

「戸畑祇園大山笠行事」が含まれる「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産  
代表一覧表記載に関する評価機関の勧告について

平成26年3月、文化庁は、国指定重要無形民俗文化財の「山・鉾・屋台行事」をグループ化して、ユネスコ無形文化遺産に提案しています。本市の国指定重要無形民俗文化財である戸畑祇園大山笠行事も、「山・鉾・屋台行事」を構成する行事となっています。

この度、平成28年10月31日（現地時間）にユネスコの評価機関から、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への記載について「記載」との勧告がありました。

今後は、平成28年11月28日から12月2日にエチオピアのアディスアベバで開催されるユネスコ政府間委員会で、最終的な登録の可否について審議される予定です。

- 1 本件に係る文化庁報道発表資料  
別添のとおり（P2～10）
- 2 市長コメント  
別添のとおり（P11）
- 3 これまでの経緯・今後のスケジュール
  - 平成26年3月  
文化庁が「山・鉾・屋台行事」をグループ化してユネスコに提案
  - 平成26年6月  
ユネスコの審査件数を上回る提案件数があつたために、審査が1年先送りされる
  - 平成27年3月  
ユネスコに再提案
  - 平成28年10月31日  
ユネスコ評価機関による「記載」との勧告
  - 平成28年11月28日～12月2日のいずれか  
ユネスコ政府間委員会（エチオピアのアディスアベバで開催）において審議  
ユネスコ無形文化遺産とは

平成15年にユネスコ総会で採択された無形文化遺産の保護に関する条約に基づき、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」に記載されたものを指す。

平成26年には「和紙：日本の手漉和紙技術」が記載されている。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約で定義される世界遺産とは異なる。

○問い合わせ先  
（ユネスコ無形文化遺産については）  
市民文化スポーツ局文化企画課 松本・川邊 TEL 582-2391  
（戸畑祇園大山笠行事については）  
戸畑祇園大山笠振興会（戸畑区役所総務企画課内）  
原田・宇佐美 TEL 871-1501（内線263）（夜間直通 TEL 871-2316）

平成28年10月31日

## 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載に関する 評価機関による勧告について

我が国よりユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載（ユネスコ無形文化遺産登録）に向けて提案をした「山・鉾・屋台行事」について、このたび、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」の勧告があり、ユネスコ無形文化遺産公式サイト（<http://www.unesco.org/culture/ich/>）において公表されましたので、松野文部科学大臣の談話と併せて、お知らせいたします。

本勧告を受け、本年11月28日～12月2日の間、アディスアベバ・エチオピアで開催される第11回政府間委員会において最終決定がなされます。

### 1. 評価機関による勧告（別添参照）

「山・鉾・屋台行事」については、「記載」することが適当との勧告がなされた。

（参考1）評価機関による勧告の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：記載するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Decide not to inscribe）」：記載にふさわしくないもの。

（参考2）評価機関

評価機関は、各地域から選出された専門家6名とNGO6団体で構成。代表一覧表記載等について事前審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。

### 2. 今後の予定

第11回政府間委員会（平成28年11月28日～12月2日、アディスアベバ・エチオピア）において、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する最終決定がなされる。

なお、同委員会での決議は、評価機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「不記載」の3区分である。

＜担当＞	文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室
課長	大谷圭介（内線 2859）
室長補佐	濱田泰栄（内線 3056）
協力推進・無形遺産係長	荻原知也（内線 2870）
電話	：03-5253-4111（代表）、03-6734-2870（直通）
FAX	：03-6734-3820

委員会は、

1. 日本が「山・鉾・屋台行事」（No. 01059）を代表一覧表に提案したことを確認する
2. 提案書に含まれている情報をもとに、5つの基準を満たしていると決定する
3. 代表一覧表に「山・鉾・屋台行事」を記載する
4. 日本が以前代表一覧表に記載されていた案件を国レベルで拡張し、再提出したことを称賛する
5. 日本が提案された案件で環境への影響に注目し、案件に関係する自然資源の継続的使用を保証する策を強調したことを更に称賛する
6. 運営指示書の1.6に従い、この記載は2009年に記載された「日立風流物」と「京都祇園祭の山鉾行事」に替えるものであることを確認する

注1) 上記4. については、「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張し、国指定重要無形民俗文化財33件をグループ化して提案したことを意味している。

注2) 上記5. については、山・鉾・屋台の原材料には、各地域の自然環境から得られた木材が用いられており、コミュニティがそれぞれ、適材の把握、将来にわたる持続可能な方法での木材を中心とした用具確保、木材伐採後の景観維持に知恵を働かせてきた点を評価したもの。

※詳細は別添原文参照



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization




Intangible  
Cultural  
Heritage

(一部抜粋)

11 COM

ITH/16/11.COM/10.b  
Paris, 31 October 2016  
Original: English

**DRAFT DECISION 11.COM 10.b.19** 

The Committee

1. Takes note that Japan has nominated **Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan** (No. 01059) for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:

In cities and towns throughout Japan, float festivals are held by communities annually to pray to the gods for peace and protection from natural disasters. The element of Yama, Hoko, Yatai, float festivals encompasses 33 representative examples in various regions throughout Japan showcasing the diversity of local cultures. They involve the collaborative efforts of various sections of the community and as a traditional practice are an important aspect of the cultural identity of participants. Men, women, the young and elderly from cities and other parts of the area share responsibility for the organization and running of the festivals. This includes every step from the design and construction of the floats that reflect the diversity of local culture, to the accompanying music and overall event coordination. The Takaoka Mikurumayama Festival, for example, involves residents from the city centre assembling the floats while those from surrounding areas are in charge of pulling the constructs and playing the music. Tasks cater for specific ages with senior bearers providing guidance to those less experienced and classes run for young people. For instance, for the Ueno Tenjin Festival participants first learn how to play the music (they are referred to as hayashikata), they then progress to steering the floats (tekogata), guarding them (keigoyaku) and finally, managing the festival (saihaiyaku).

2. Decides that, from the information included in the file, the nomination satisfies the following criteria:

R.1: The float festivals are cultural social practices, rituals and festive events in which all members of the communities get together to pray for peace in the communities and for protection from disasters. The festivals provide the bearers and practitioners of the element (all inhabitants of the 33 cities/towns where the selected float festivals take place) with a sense of identity and continuity and artistic creativity. Transmission is ensured through families and 'safeguarding associations' in each of the 33 locations. Community members are involved since adolescence, gradually mastering the required skills. Efforts to plan for the environmental sustainability of the element could provide an example of best practice: the file describes how the communities concerned secure the necessary trees for float-making in a sustainable manner and how to restore the landscape of the area once the trees are felled: in Hita City, for example, the municipal authorities, the safeguarding association, forestry associations and citizens planted 1,000 red pine saplings in 2008 to be used for the wheels of the floats in the next 100 years. The file also presents an example of the float festival helping the community recover from some of the after-effects of the Great East Japan Earthquake of March 2011;

R.2: The file indicates that inscription would show how elements of intangible cultural heritage could develop teamwork, creativity and mutual understanding within and among communities. At the national level, inscription would raise awareness of the importance of safeguarding other similar events in Japan. The file states that the participatory nomination process has in itself promoted understanding among communities concerned and that inscription would encourage them in further

cooperation in diversity – given the peculiarities of each of the 33 festivals. The float festivals provide an example of artistic diversity and creativity. Its inscription would promote respect for human creativity;

- R.3: The file indicates that communities have long ensured the viability of the element, with their efforts led by the 'safeguarding associations', implemented by the communities concerned in cooperation with state actors (e.g. publicity, classes for children, archival research, preservation and protection). No changes are foreseen in terms of future safeguarding measures and the National Association for the Preservation of Float Festivals will monitor the impact of inscription. The file states that the communities concerned have been directly involved in the planning of the proposed measures and that they will remain actively involved in implementing them, with governmental support;
- R.4: The communities concerned and local governments related to the 33 float festivals actively participated throughout the entire process of elaborating the extended nomination of the float festival and consented to the nomination out of their own free will. The statements certifying the consent of the communities concerned are attached to this nomination. There are no restrictions on access to any aspects of the festivals;
- R.5: The 33 float festivals were included between 1977 and 2015 in the national inventory with the active participation of communities concerned. The Japanese Agency for Cultural Affairs is responsible for maintaining the inventory and every year, the inventory is updated with the participation of members of the community concerned. The inventory appended to this nomination file provides documentary evidence of the dates on which all 33 festivals were registered.
3. **Inscribes Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan** on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;
  4. **Commends** the submitting State for resubmitting this nomination as an extension at the national level of an element previously inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;
  5. **Further commends** the submitting State for the attention given to the environmental impact of the proposed element and for highlighting measures taken to ensure the sustainable use of natural resources associated with the element;
  6. **Takes note** that the present inscription replaces the 2009 inscriptions respectively of **Hitachi Fuyumono** and that of **Yamahoko, the float ceremony of the Kyoto Gion festival**, in conformity with Chapter I.6 of the Operational Directives.

## 「山・鉾・屋台行事」の提案について

### 1. 名 称

山・鉾・屋台行事

### 2. 内 容

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事

### 3. 分 野

祭礼行事

### 4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件

### 5. 保護措置

伝承者養成、記録作成、原材料確保、用具修理・新調等

### 6. 提案要旨

- 「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。
- 祭に迎える神霊の依り代であり、迎えた神をにぎやかし慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・漆・染物といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。
- 「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭礼に当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。
- 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、コミュニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

## 7. 提案経緯

「山・鉾・屋台行事」は、我が国より提案した「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」が平成23年の第6回政府間委員会において、既に登録されていた「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」との類似性を指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財（保護団体認定）の33件（別紙参照）を構成要素としてグループ化し、「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」の拡張提案として平成27年3月に提案したものです。

### <これまでの経緯>

- |          |   |
|----------|---|
| 平成21年9月  | 第4回政府間委員会（アブダビ・アラブ首長国連邦）において「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」がユネスコ無形文化遺産に登録される。   |
| 平成23年11月 | 第6回政府間委員会（パリ・インドネシア）において「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」について「情報照会」の決定がなされる。  |
| 平成26年3月  | 「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張し、「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」を含む国指定重要無形民俗文化財を「山・鉾・屋台行事」としてグループ化して提案                   |
| 平成26年6月  | ユネスコの審査件数の上限（50件）を上回る提案（61件）が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第2位である我が国の審査が1年先送りされることとなる。 |
| 平成27年3月  | 「山・鉾・屋台行事」を再提案。   |
| 平成28年10月 | 「山・鉾・屋台行事」について評価機関より「記載」の勧告。  |

## 国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」(33件)

行事名	保持団体	府県名	市町名
八戸三社大祭の山車行事(平成16年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
花輪祭の屋台行事(平成26年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
新庄まつりの山車行事(平成21年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
日立風流物(昭和52年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
烏山の山あげ行事(昭和54年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成15年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
秩父祭の屋台行事と神楽(昭和54年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
川越氷川祭の山車行事(平成17年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
佐原の山車行事(平成16年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
高岡御車山祭の御車山行事(昭和54年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
城端神明宮祭の曳山行事(平成14年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
青柏祭の曳山行事(昭和58年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
高山祭の屋台行事(昭和54年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和55年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
大垣祭の軌行事(平成27年国指定予定)	大垣祭保存会		大垣市
尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和55年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
犬山祭の車山行事(平成18年国指定)	犬山祭保存会		犬山市
亀崎潮干祭の山車行事(平成18年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
須成祭の車楽船行事と神楽流し(平成24年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
上野天神祭のダンジリ行事(平成14年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
桑名石取祭の祭車行事(平成19年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
長浜曳山祭の曳山行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
京都祇園祭の山鉾行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
博多祇園山笠行事(昭和54年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
戸畑祇園大山笠行事(昭和55年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
唐津くちの曳山行事(昭和55年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
八代妙見祭の神幸行事(平成23年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市



# ユネスコ無形文化遺産について

(別紙3)

2016年10月現在

## 条約の概要

2003年 無形文化遺産保護条約 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]  
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択、1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護  
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成  
 ■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成  
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:170

## 我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 22件  
世界全体では336件

■ 重要無形文化財 ■ 文化審議会決定  
 ■ 重要無形民俗文化財 ■ 情報照会

年	能楽	人形浄瑠璃文楽	歌舞伎	
2008				
2009	雅楽 <small>ががく</small> 甕島のトシドン【鹿児島】 チャッキラコ【神奈川】	小千谷縮・越後上布【新潟】 奥能登のあえのこと【石川】 大日堂舞楽【秋田】	日立風流物【茨城】 早池峰神楽【岩手】 題目立【奈良】	京都祇園祭の山鉾行事【京都】 秋保の田植踊【宮城】 アイヌ古式舞踊【北海道】
2010	組踊	結城紬【茨城・栃木】		
2011	壬生の花田植【広島】	佐陀神能【鳥取】	【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ	
2012	那智の田楽【和歌山】			
2013	和食;日本人の伝統的な食文化			
2014	和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】		※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【鳥根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
提案中	山・鉾・屋台行事	※京都祇園祭の山鉾行事、日立風流物に、秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】ほか国指定重要無形民俗文化財である山・鉾・屋台行事を追加して拡張提案【2015年3月提案、2016年11月審査】		
提案中	来訪神:仮面・仮装の神々	※甕島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマハゲ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、送伎の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】を追加して拡張提案【2016年3月提案】		

## 登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- ↓
- [毎年、各国1件の審査件数の制限]  
\* 2017・2018年は2年に1件の審査保障  
 \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

## 登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 

(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
---
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

**「山・鉾・屋台行事」の  
ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する  
評価機関の勧告に対する松野文部科学大臣談話**

「山・鉾・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関における事前審査において、無形文化遺産の代表一覧表の記載にふさわしいとして「記載」の勧告を受けたことは、大変喜ばしいことである。

最終的な結論は、本年11月末～12月初めにアディスアベバ（エチオピア）で開催されるユネスコ無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会において正式決定される予定であり、評価機関の勧告どおりに代表一覧表に記載されるよう、期待している。

「戸畑祇園大山笠行事」が含まれる「山・鉾・屋台行事」の  
ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する勧告について

(北九州市長 北橋 健治 コメント)

「戸畑祇園大山笠行事」が含まれる「山・鉾・屋台行事」が、ユ  
ネスコの評価機関による事前審査の結果、無形文化遺産の代表一覧  
表への記載について「記載」をすべきとの勧告を受けたことについ  
て、大変喜ばしく思っている。

最終的に登録をされるかは、本年11月末から開催されるユネス  
コの第11回政府間委員会で決定される予定であると聞いている。

ユネスコ無形文化遺産に登録されれば、既に、世界遺産に登録さ  
れている「官営八幡製鐵所関連施設」と併せて、本市の都市ブラン  
ドをより高めるための有力な資源となる。

この勧告のとおり、ユネスコ無形文化遺産に正式に登録され、関  
係者を含め市民の皆さんと喜びをわかち合えるよう、切に願ってい  
る。

平成28年10月31日

北九州市長 北橋 健治